

京大広報

No. 46

京都大学広報委員会

国立大学協会第47回総会の報告

総長 前田 敏 男

さる11月25、26の両日に開かれた、国立大学協会（国大協）第47回総会の要点を報告する。

国大協は、全国75の国立大学を会員としており、学長が代表として出席しているが、学長のみの会ではない。その活動のために、総会（年2回）、理事会、大学運営協議会、特別会計制度協議会、七つの常置委員会および八つの特別委員会がある。学長はいずれかの委員会の委員になることになっているが、さらに特に依頼した教官が、委員または専門委員として加わっている。平常は委員会活動が主であり、例えば、政府への要望書のようなものは、関係委員会で原案を作り、理事会にかけ、最後に総会の議を経て、国大協の決定になる。しかし、国大協の決定は、各大学の自主性を束縛するものではない。

以下、総会で報告された各委員会の活動等を述べる。その中には、総会の決定として、政府に要望した事項を含んでいる。

1. 大学運営協議会

委員は、会長、副会長、各常置委員会委員長、各地区代表（近畿地区代表は五嶋奈良女子大学長）である。この中に三つの研究部会を有し、第1研究部会（大学の管理運営、部会長柳川弘前大学長）、第2研究部会（大学の研究と教育、部会長、和達埼玉大学長）、第3研究部会（大学と社会、部会長中川金沢大学長）となっている。

昭和45年2月「大学問題に関する調査研究」（中間報告）を発表したが、第2次の調査研究を開始する。それは「中間報告」を補正し、その幅

をできるだけ縮めて、各大学が改革を行なう際の参考に資するための規準を作るのが目的である。

2. 第1常置委員会（大学の組織・制度、委員長 中川金沢大学長）

「中教審の『高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）』に関する見解」（未定稿）をまとめた。これは各大学からの意見（本学の意見は京大広報 No. 30, 1970. 3. 13 に掲載）等を参考にして作成したもので、この「見解」（未定稿）を各大学に送り、明年1月20日までに意見を聞き、2月中旬に「見解」を公表できるようにする予定である。

また「大学院制度の改善について」（第一次中間報告）（昭和44年11月）に対する各大学からの意見の概括の報告があった。

3. 第2常置委員会（学科課程・入学試験等、委員長 秋月群馬大学長）

大学入試制度改革について、全国共通第一次入学試験を行なうことを提案、おって、これについて各大学の賛否を求める。

4. 第3常置委員会（学生の補導、委員長 井上鳥取大学長）

学寮に関する各大学へのアンケートの集計結果を口頭で報告したが、学寮の教育的・福祉的意義を強調するものが圧倒的に多かったと述べた。

文化系サークルボックスの新営についての規準案を作り、要望書として文部省に出した（会報第48号 昭和45年6月）。さらに体育系サークルボックスについても検討中である。近く各大学のサークルボックスの実態調査を計画している。

学生会館についても、第4常置委員会と協同して検討する。

5. 第4常置委員会（学生の厚生、委員長 柳川

弘前大学長)

災害保障の問題について、各大学へのアンケートの集計結果は、前回第46回(昭和45年6月)に報告されたが、保険制度の可能性について検討中である。これは当面の過渡的措置であって、国家保障にまで持っていくことを考えていないわけではない。

また、学生ゼミナーハウスのような、大学間の共同施設について検討中である。

なお、職員の厚生施設についてもあわせて検討する。

6. 第5常置委員会(大学間の協力, 委員長 後藤大分大学長)

大学間における教官の交流を容易にするための非常勤講師手当および旅費の増額についての要望書(前回の総会で承認)を7月15日に文部省に出したが、俸給のベースアップと同じに考えるとの回答があった。

国費留学生の給与引上げの要望書(前回の総会で承認)を7月15日に文部省に出したが、国際機関の基準にまで上げるよう考慮するとの回答があった。

7. 第6常置委員会(大学財政, 委員長 近藤東京農工大学長)

(1) 「昭和46年度予算に関する要望書」を例年のように10月、文部省、大蔵省に提出したことが報告された。その内容は次のとおりである(詳細については昭和45年11月国大協会報第50号を参照)。

昭和46年度予算に関する要望書について

国立大学協会は、毎年度政府予算の編成に際し、国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項につき、その実現方について要望を重ねてきました。

今日、大学の使命を果たすためには、教育の質的向上を図るとともに、学術の急速な進歩に対応して、その研究の充実と水準の向上を図る必要があります。そのためには、現在大学における教職員および施設設備の不備とその運営に要する経費の不足の実情にかんがみ、これらに対する財政的措置を講ずることが、当面の急務となっております。

については、昭和46年度予算の編成にあたりましては、次の重点施策に関し、別記要望事項について、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来からその適用除外を要望してきたところでありますが、その実現において必ずしも満足すべき成果が見られなかったことは、甚だ遺憾とするところであります。今回さらに昭和47年度以降の定員削減が行なわれることになりましたが、これが実施にあたっては、国立大学教職員はその性格が一般の行政職公務員とはきわめて異なっておりますので、その特殊性にかんがみ、ぜひとも定員削減のわく外としてその対象から除外されるよう、あわせてご配慮をお願いいたします。

記

- 1 大学における教育と研究の整備充実
- 2 学生の厚生補導の整備充実
- 3 附属病院の整備充実

昭和45年10月1日

国立大学協会 会長 加藤一郎

要 望 事 項

- 1 大学における教育と研究の整備充実

現在、大学における教育と研究を行なううえにおいて、もっとも欠陥となっていることは、教員の不足・施設設備の不備・研究費等の不足であって、そのため教育と研究の向上はもちろんこれを維持することさえ困難な状態である。したがって、これを充足するためには、大学における研究と教育の条件を整え、大学院・学部等の整備充実を図ることが緊要であるので、次の事項にかかる予算措置を要望する。

(一) 基準的教育研究費の増額

- (1) 教官当積算校費の増額(とくに学科科目制の格差是正)
- (2) 学生当積算校費の増額
- (3) 教官研究旅費の増額
- (4) 図書館の維持運営費および設備費(図書費を含む。)の増額

- (5) 教育および研究設備の整備充実
- (二) 大学院および学部等の整備充実
 - (1) 大学院の整備充実（不完全講座の充実）
 - (2) 教員の増員（講座・学科目の新設整備）
 - (3) 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
 - (4) 教員養成学部の整備充実（就学児童・生徒の激増に伴う教員養成に要する教官の増員）
- (三) 特別研究制度および附置研究所等の整備充実
 - (1) 在外研究員の増員
 - (2) 科学研究費の増額
 - (3) 附置研究所等の整備充実（研究部門および附属研究施設の新設）

2 学生の厚生補導の整備充実

当面する学生問題に対応して、学生の教育および学内生活の充実を図るためには、教育環境を整備充実するとともに課程外における教育の充実等教育条件を改善する必要があるので、とくに、次の事項にかかる予算措置を要望する。

- (1) 教官と学生との交歓等に要する経費の増額
- (2) 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額
- (3) 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

3 附属病院の整備充実

医学の進歩とこれに伴う制度の改善に即応するため、附属病院における診療体制および看護業務の整備充実ならびに病院教官等の処遇の改善を行なうとともに、医療設備を整備充実するため、次の事項にかかる予算措置を要望する。

- (1) 病院教官等（病院医師・非常勤医師）の増員および処遇の改善
- (2) 看護業務要員の増員
- (3) 医療設備の整備充実

(2) 国立大学の授業料値上げ問題について、下記の見解が、総会において決定され、11月27

日、加藤会長、和達副会長、近藤第6常置委員長等が、文部省、大蔵省、自民党文教制度調査委員会に出向き詳細説明の上要望した。

国立大学の授業料についての見解

国立大学協会第47回総会

昭和45年11月26日

国立大学の授業料については、明年度の予算編成に関連して、その引上げが検討されていると伝えられる。国立大学協会としては、この問題に深い関心をもつとともに、物価の均衡論などによる授業料の引上げに賛成しえないことを明らかにしておきたい。

第1に、国が学生の能力に応じて、ひとしく教育の機会を与えなければならないという教育の機会均等の原則は、教育基本法第3条にも規定されているところであり、とくに、国立大学において学生にできるだけ低廉な授業料によって勉学の機会を与えることは、この見地から強く配慮されなければならないことである。さらに、学生の経済生活の現状を考慮するとき、今日、授業料の引上げの及ぼす影響はきわめて大きく、多くの国民の子弟の大学への進学希望を失わせることになりかねない。

第2に、国立大学の授業料は、総額40億円あまりであり、国立大学の予算（特別会計総額約3,000億円、うち国立学校の項目が約1,800億円）に比すれば、わずかな割合を占めるにすぎない。これをある程度増額するとしても、財政的に得るところは少なく、逆に社会的に失うところが大きいといわざるをえない。

第3に、大学の財政は、本来、授業料のみによって収支の均衡をとりがたいものであるが、とくに国立大学の授業料は、授業の対価という経済的観点から考えられるべきものではない。諸外国においても、国立または州立の大学の授業料は、無料またはきわめて低廉のものが少なくない。したがって、国立大学の授業料の性質を明らかにすることなしに、他物価との均衡論からこれを引き上げることは、不適當である。

以上が、現時点における国立大学の授業

料の引上げに賛成しえない主な理由である。国立大学の授業料の引上げについては、きめ手となる論拠にとぼしく、最終的には政策的な決定に委ねられることになりうが、われわれの見解について、世論の支持と政府の賢明な判断とを期待する所である。

(3) 高年齢者の昇給延伸措置について、下記の要望書が、総会で決定された。これは、国大協から、昭和45年6月1日「国立大学教官の待遇改善についての要望書」（会報第48号、昭和45年6月）を踏まえたものである。11月27日、加藤会長、和達副会長、近藤第6常置委員長等が、文部省、大蔵省、人事院、総理府に出向き、この要望書を手交し、趣旨を説明した。

高年齢者の昇給延伸措置について

本年の人事院勧告には高年齢者の昇給延伸措置についての勧告が含まれており、給与法の改正によってそれが来年度から実施されようとしている。

国立大学協会は、さきに、国立大学教官について55才までに最高俸近くに達するよう大幅な給与引上げを要望した。しかし、今回の昇給延伸措置は、そのような前提を欠くものであり、現在の給与水準のもとで国立大学の教官および職員につき昇給延伸措置をとることに対しては、賛成することができないので、これを給与法案から除外することを強く要望する。

昭和45年11月26日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

(4) 国立大学教職員の定員削減問題について下記の要望書を作成、8月22日、和達副会長、近藤第6常置委員長が、文部省、行政管理庁、大蔵省、内閣官房を訪ねて手交し、趣旨を説明要望したことが報告された。経緯および要望先などの詳細は国大協会報第50号（昭和45年11月）参照。

昭和45年8月24日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学教職員の定員削減問題に関する

要望書

国立大学教職員の定員削減については、国立大学協会として、従来からその適用除外を要望してきたところであります。今回さらに昭和47年度以降の定員削減が問題となっておりますが、国立大学教職員はその性格が一般の行政職公務員ときわめて異なっておりますので、その特殊性にかんがみ、定員削減のわく外としてその対象から除外するよう、強く要望いたします。その理由は次のとおりであります。

1. 国立大学教職員の特殊性

国立大学教職員は、研究・教育の業務を現場において遂行しており、その定員を削減されることは研究・教育という特殊の業務の遂行にいちじるしい障害をきたすことになる。このように形式上は一般職の公務員であっても実質的に性格の異なる国立大学教職員を定員削減の対象とするのが適当でないことは、高校以下の教職員が地方公務員であるとはいえ定員削減の対象とならないこと、および、3公社5現業の現業職員について総定員法のわく外とされていることと対比してみても、明らかであるといえよう。もとよりこのことは、国が国立大学の研究・教育の特殊性と重要性をどう評価するかという政策的判断にかかるものであることはいままでもなく、政府の理解ある判断を期待する所である。

2. 国立大学教官等の専門職としての性格

国立大学教職員のうち、とくに教官については、その専門別にそれぞれ定員が定められており、その定員を削減することは必要な分野の研究・教育に穴を明け、学問の遂行に大きな支障をきたすことになる。このように職務の代替性と融通性を欠いていることは、大学の研究・教育を補助する教務・技術・技能・海事・図書・医療等の特殊の職種の職員についても、同じくあてはまることである。

なお、国立大学の教官については、あ

る程度の欠員があるが、これは適任者をもって充てる必要上から、さしあたり欠員となっているものであり、これをもって定員に余裕があると見ることは、大きな誤りであるといわざるをえない。

3. 大学改革との関係

国立大学教職員の不足が大学運営の障害となっていることは、大学紛争の過程で痛感されたところであるが、今後の課題である大学改革においては、予算および人員の充実が大きな前提条件となるといってよい。その点からみて、これ以上の定員削減は、今後における大学の運営および改革にとって大きな障害となるものといわざるをえない。

8. 第7常置委員会（教員養成，委員長 中川北海道教育大学長）

教員養成制度についての検討の中間報告がなされた。

9. 医学教育に関する特別委員会（委員長 清水東京医科歯科大学長）

医学教育の改革に関するアンケートを取り整理中である。

10. 教養課程に関する特別委員会（委員長 今西岐阜大学長）

中教審の「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告）において、体育が正課から除かれていることに対する、日本体育学会の反対意見が紹介された。

11. 国立大学教職員の厚生等に関する特別委員会（委員長 相磯千葉大学長）

新しく発足した委員会で、問題点を整理中である。

12. 図書館特別委員会（委員長 波多野お茶の水女子大学長）

前総会で決定した「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告）を、大学図書館に関する行財政上の資料として、要望書を添え文部大臣あて提出した。

13. その他の特別委員会

特別委員会は、ほかに研究所特別委員会、入試期特別委員会、科学技術行政特別委員会、新設大学拡充特別委員会があるが、今回は特に報告はな

かった。

14. 国立大学協会のあり方

前回の総会の前、東北地区から、国大協を学長の会と一般教官の代表の会との二部制にする案および、総会を公開する案が出され、その結果、地区理事懇談会でとりまとめた「国立大学協会のあり方について（問題点メモ）」が前総会に提出されて議論された。この時の議論を参考にし、さらに国大協結成の目的、諸規定を制定したときの考え方等についても、地区理事懇談会で検討した結果、従来どおりの組織、規定でやっていくが、一般教官の委員、専門委員等への参加を拡大し、学長は国大協の活動状況を学内に伝え、その意見を国大協に反映するよう努力する、という方針をまとめ総会にはかったが、活発な議論の末承認された。

月 曜 会 メ モ

第77回（11.16） 司会 兵頭泰三会員

今回は、会員の交替はなく、部局報告ののち討議にうつった。

前回で、各学部、研究所における改革の経過と現状に関する報告がいちおう終了したので、こんごの月曜会の進めかたについて、前回にひき続き打ち合わせが行なわれ、とりあえず次の二つを当面の課題とすることになった。

(1) 各学部、研究所のこれまでの改革報告を相互に関連づける努力を行なわないでそのままにしておくのではなく、それらの改革に共通するテーマをとりあげ、討論をふかめてゆくこと。

(2) 大学問題検討委員会の「教養課程の改善について」の答申は、総長の一試案として公表され（京大広報 No. 24）、その後、教養課程改善調整委員会が発足して（同 No. 40）現在に至っている。本会でも、上記答申をめぐる討論は、かねてからの留保事項となっており（同 No. 42、第69回月曜会メモ）、こんご、この問題を取りあげてゆくこと。

(2)については、近い将来、まず調整委員会委員の出席を要請することとし、今回は予定にしたがって(1)の問題が討議された。

教養部会員から、カリキュラムの自由化に関し

次のような問題提起があった。

これまでの改革報告のうち教育面で共通なものとして、必修の軽減、単位数の減少、単位をとるうえでの特典の撤廃といった自由化の動きがあげられよう。自由化の方向はよいとして、ただ、この場合、受講する学生の側に自己のカリキュラムを構成してゆく意欲と能力のあることが前提条件となる。ところが実情についてはむしろ悲観的な見方が少なくない。もしそうだとしたらとくに学部学生にあっては、自由化が放任につながるおそれさえある。必修制度は、欠点もちろんあるにせよ、学生が研究上で栄養失調におちいるのを防ぐ効果ももっていた。これではずすと、学生はともすれば安易な単位のとりかたを選んだりする。そこで問題は、どこまで、どういう形で自由化をしたらよいかであり、これについては各部局それぞれに方針なり哲学があると思われるので、その点について説明して頂きたい。

これに対し、若干の部局から発言があった。薬学部では、薬学士(薬剤士でなく)として学生を送り出すことに重点をおき、それには学生が応用面だけに力をそそいで基礎的な単位をとらぬようでは困るので、この見地から単位の問題を目下検討中であること、また農学部では、学部全体としては必修撤廃を原則とするが、実情は学科によって若干の相違があること、いわゆる自主講座の成果も一様でないが、成功例も存在することなどが報告された。

なお、討論は、時間の関係でじゅうぶんつくせなかつたので、こんごも継続して行なうことになった。

次の月曜日(勤労感謝の日)は休会とし、次回は11月30日に決定。(兵頭泰三会員)

西村秀雄氏日本学士院会員に選ばれる

本学名誉教授工学博士西村秀雄氏は、このたび日本学士院会員に選ばれた。

教授は京都市出身、大正7年 京都帝国大学工科大学採鋳冶金学科を卒業、三菱鋳業研究所に勤務された。その後大正11年5月 本学工学部講師、大正12年6月 助教授、昭和5年5月には教



授となって、昭和30年2月退官まで、冶金学第四講座を担当された。そのあいだ、本学工学研究所長、工学部長を歴任された。

なお退官後も財団法人応用科学研究所長として研究に専念され現

在に至っている。

教授の業績は冶金学の広い分野にわたっているが、とくにアルミニウム合金を中心とする非鉄金属材料学の分野における先駆的役割が特筆される。すなわちアルミニウムを主成分とする8種類の三元系平衡状態図の完成は内外に類をみないもので、当時はもちろん今日でもなお世界に誇りうる業績である。なかでも Al-Cu-Mg 系合金に関しては、広い範囲のアルミニウム固溶体の存在とこの固溶体と平衡する2種類の三元化合物 ($Al_{13}Cu_7Mg_8$ および Al_5CuMg_4) を発見し (1937年)、これらをそれぞれ S 化合物および T 化合物と命名し、さらに S 化合物の存在が超ジュラルミンの時効硬化現象に本質的な役割を果たしていることを示唆する研究成果を発表された (1938年) ことは画期的な業績である。また各種のアルミニウム合金の時効硬化現象に関する研究、アルミニウム単結晶を用いて行なった塑性変形の基礎的研究等はいずれも衆に先んじて研究に着手し、すぐれた創意によって顕著な成果を挙げられたものである。

教授はまた鉄鋼材料に関する造詣も深く、鳥養利三郎博士らと共同で鉄鋼材料の高周波焼入の研究を行ない、かつ本法の実用化につとめ、現在高周波焼入材料が広く工業的に利用されるに至った基礎を確立された功績も大きい。

さらに終戦後新金属としてチタンが注目されると、卒先してスポンジ・チタンの製造法の研究に着手し、クロール法を実施する際に問題となる種々の点を究明して、わが国における靱性チタンの製造の工業化に対して尽力された。さらにチタン合金の開発に関して広範な研究を行ない、三元系平衡状態図の研究、耐食性チタン合金の開発などに顕著な成果を挙げられた。現在わが国のチタン

工業がきわめて隆盛なことは、教授の努力がその大きな原動力となったといっても過言ではない。

以上のように教授はつねに独創的見地から、冶金学とくに材料学の未踏の領域を探究し、その鋭い洞察力と該博な知識をもって金属材料学の基礎

および応用の両面に顕著な貢献を果たされた。

これに対してすでに日本金属学会賞、本多記念賞が授けられたが、教授がこのたび日本学士院会員に選ばれたことは、まことに慶賀にたえない。

(工学部)